

和歌山県が認定しており、比較的取り組みやすい項目で認定が受けられます！

「わかやま健康推進事業所」の 認定を目指す事業所様へ



「わかやま健康づくりチャレンジ運動」の取り組みが特に優れている事業所を和歌山県が顕彰しています。令和2年7月6日時点で、75事業所が認定を受けています。

● 申請の流れ

1 「わかやま健康づくりチャレンジ運動」に登録する（健康宣言）

2 「わかやま健康づくりチャレンジ運動」取組レポートを提出する

毎年3月頃に、協会けんぽより1年間の取組状況を振り返るレポートをお送りします。このレポートにより右記の認定基準を満たしているか確認しますので、必ずご提出ください。

3 「わかやま健康推進事業所認定申請書」を提出する

取組レポートの発送時期と同時期に、和歌山県より「わかやま健康推進事業所」の申請案内が送付されます。案内に基づき、申請書を作成のうえご提出ください。

例年4月～8月末まで
申請を受付けています。
※認定は2年間有効です。

● 「健康づくり運動ポイント」事業への参加について

「わかやま健康推進事業所」の認定を受けるためには、「健康づくり運動ポイント」事業の参加が必須です。（取組メニューの項目10）

「健康づくり運動ポイント」事業とは、運動習慣の定着を目指し、楽しみながら運動を継続できることを目的とした和歌山県の事業です。まずは事業所としてご登録いただき、職場で参加者を募りましょう。

① ホームページで「わかやま健康ポイント」と検索します。
（和歌山県のホームページ内に【専用ウェブサイト】があります。）

② 画面下部「企業・事業所で利用する」を選択します。

③ 企業名等の情報を入力し、登録完了です。

④ 希望者の個人IDを登録し、グループで競い合います。

* 希望者の方は、あらかじめ「わかやま健康ポイント」アプリをダウンロードしておく、歩数入力の手間が省けます。

※「健康づくり運動ポイント」事業については、和歌山県健康推進課（TEL: 073-441-2656）へお問い合わせください。



こんな事業所様にオススメ！

- ・地域密着型で、健康づくりに取り組む事業所であることを県内で広く周知したい（主な採用を和歌山県内で行っている、主な取引先が和歌山県内の場合 等）
- ・基本的な項目を踏まえた認定を目指すことで、事業所の健康づくりをさらに推進したい

● 「わかやま健康推進事業所」の認定基準

- ① 認定必須項目（赤字項目）をすべて取り組んでいること。
- ② 取り組んだ項目の合計が110ポイント以上であること。
- ③ 過去2年間に法令に違反し処分等を受けたことがないこと。

必須項目の他、
25ポイント以上
が必要です。



No	「わかやま健康づくりチャレンジ運動」取組メニュー	ポイント
健診等	1 経営者自身が健診を受診し、かつ従業員に対して実施する「定期健康診断」の受診率が実質100%である	5
	2 協会けんぽの「生活習慣病予防健診」を実施する、もしくは従業員にがん検診の受診を促す取組又は制度がある（「健康診断結果データ」の提供に関する同意書を医療保険者に提出している場合も点数加算）	15
	3 医療保険者が実施する「特定保健指導」の受入を承諾する（対象者がいない場合でも受入体制があれば点数加算）	15
	4 健診の結果、要精密検査や要治療と判定された従業員に対し、医療機関への受診を促す取組又は制度がある（対象者がいない場合でも取組や制度があれば点数加算）	10
	5 健診結果に対して、希望者へ産業医等の健康相談を実施している（希望者がいない場合でも実施が可能であれば点数加算）	5
運動	6 始業前などにラジオ体操や自社独自の体操を実施する	5
	7 就業時間や休憩時間にストレッチングを実施する	5
	8 運動イベントの実施や社外の運動イベントへの参加を行う	10
	9 職場で、ノーマイカー通勤（徒歩・自転車・公共交通機関を利用した通勤）やクラブ活動の促進など従業員へ運動を促す取組を行う	10
	10 和歌山県が実施する「健康づくり運動ポイント」事業に参加する	20
食・禁煙等	11 カロリーや塩分等を考慮した食事を社員食堂や弁当等で提供する、もしくは協会けんぽサポートのフードモデルを活用し従業員に食生活見直しの啓発を行う	10
	12 自社の自動販売機に特保飲料やノンカロリー飲料を入れる	5
	13 口腔ケア（歯科検診・歯ブラシ支給など）への取組を行う	5
	14 禁煙キャンペーンや禁煙手当の支給など喫煙者を減らす取組を行う	10
	15 事業所内で受動喫煙防止対策を行う	20
メンタル	16 ノー残業デーを定期的に設定する等、超過勤務削減のための取組を行う、もしくは全従業員の月平均超過勤務時間が10時間未満である	10
	17 ストレスチェックを実施する ※認定については、従業員が50人以上の事業所のみ必須	10
	18 過重労働防止対策を行う、もしくは超過勤務時間が月45時間・年360時間を超える従業員がいない ※時間外労働の上乗せ規制の対象外となる業種は除く	10
	19 年次休暇の取得促進に向けた環境・雰囲気づくりを行う	10
20 従業員同士のコミュニケーション向上に寄与するイベント等の取組を行う	10	
健康促進環境	21 従業員の健康管理（健康づくり）を担当する者を定め、従業員の健康づくりをサポートする	10
	22 健康増進・過重労働防止に向けた具体的目標（計画）を設定する	10
	23 事業所内に従業員が測定できる血圧計等の健康測定器を設置する（協会けんぽサポートの健康測定器を利用した場合も点数加算）	10
	24 従業員に健康（運動・栄養・禁煙・メンタルヘルス等）をテーマとしたセミナーを開催するなど健康教育を行う（協会けんぽサポートの健康講座や出前講座受講でも点数加算）	10
	25 従業員に健康をテーマとした情報提供（回覧・メール・朝礼等）を定期的（少なくとも1か月に1回）に行う	10
その他	26 女性特有の健康課題に対する知識を得るための取組、もしくは生理休暇の取得環境の整備や妊娠中の従業員に対する業務上の配慮等を行う ※女性従業員がいない場合は対象外。	10
	27 感染症予防対策（消毒液・マスク支給・インフルエンザ予防接種の費用補助等）を行う	10
	28 病気の治療と仕事の両立の促進に向けた取り組みを行う	10
	29 経営者が健康宣言を行い、「わかやま健康づくりチャレンジ運動登録証」を社内外に対し発信（掲示）している	10
	30 従業員の健康管理に関連する法令について重大な違反をしていない	10